

群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センターキャリアサポート室設置要項

令和4年4月1日
学 長 裁 定

(設 置)

第1 就業力の育成から就職まで一貫した学生支援を行うため、群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター（以下「学生支援センター」という。）に、キャリアサポート室（以下「サポート室」という。）を置く。

(業 務)

第2 サポート室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の就業力育成に関すること。
- (2) 学生の多様性（外国人留学生、障害のある学生等）に応じた就職支援の実施に関すること。
- (3) 学生に対する就職情報の提供に関すること。
- (4) 学生の就職相談に関すること。
- (5) 就職支援事業に関すること。
- (6) 学生のインターンシップ（単位認定に係るものを除く。）に関すること。
- (7) その他学生の就業力育成及び就職支援に関し必要な事項

(組 織)

第3 サポート室に、次の各号に掲げる室員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 学生支援センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) 学生支援センター運営委員会内規第3条第6号の委員
- (5) 学務部長
- (6) その他学生支援センター長が必要と認める者 若干名

(室長等)

第4 室長は、学生支援センター副センター長をもって充て、副室長は、第3の第4号の室員のうちから学生支援センター長が指名する室員をもって充てる。

2 室長はサポート室の業務を掌理し、副室長は室長を補佐するとともに、室長に事故あるときはその職務を代行する。

(任 期)

第5 第3の第6号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第6 サポート室の円滑な運営を図るため、キャリアサポート室会議（以下「サポート室会議」という。）を置く。

2 サポート室会議は、第2の各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 サポート室会議は、室員をもって組織する。

4 サポート室会議に議長を置き、室長をもって充てる。

5 議長が必要と認めたときは、室員以外の者をサポート室会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

6 会議は、室員の過半数の出席がなければ開くことはできない。

(事 務)

第7 サポート室の事務は、各学部等事務部の協力を得て、学務部学生支援課において処

理する。

(雑 則)

第8 この要項に定めるもののほか、サポート室の運営に関し必要な事項は、大学教育・学生支援機構長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター就業力育成支援室設置要項（平成22年11月10日学長裁定）は、廃止する。
- 3 群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター就職支援部会要項（平成18年4月1日制定）は、廃止する。